

議案第 2 号

里庄町空家等の適切な管理に関する条例の制定について

里庄町空家等の適切な管理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 5 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づき里庄町の空家等対策を明確にし、良好な生活環境の保全を図り、安心して暮らせる住みよいまちづくりを推進するための条例を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 里庄町空家等の適切な管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、所有者等及び町の責務を明らかにするとともに、空家等が放置され、管理不全な状態となることを防止し、もって生活環境の保全及び安心して暮らせる住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する町内にある建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 町民等 町内に居住、勤務、在学又は滞在する者をいう。
- (4) 特定空家等 法第2条第2項に規定するそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが著しく不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

### (所有者等の責務)

第3条 所有者等は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生及び景観等の町民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを自覚し、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、町の空家等に関する対策に協力しなければならない。

### (町の責務)

第4条 町は、空家等の適切な管理及び活用の促進がなされるよう、必要な施策を実施するものとする。

### (情報提供)

第5条 町民等は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、速やかに、その情報を町に提供するよう努めるものとする。

### (所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第6条 町は、法第12条の規定により、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

### (特定空家等に対する措置)

第7条 町長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条の規定により特定空家等に対する措置を講ずるに当たっては、当該特定空家等が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される周辺の建築物、通行人等に対する悪影響の有無、程度及び切迫性を勘案して総合的に判断するものとする。

2 法第 14 条第 2 項及び第 3 項に規定する相当の猶予期間は、対象となる特定空家等を整理するための期間及び措置の実施に要する期間を合計した期間を標準とする。

(緊急安全措置)

第 8 条 町長は、特定空家等に起因して、町民の生命、身体又は財産に危害が生じる危険が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避し、当該特定空家等を保全するために必要な最小限度の措置（以下この条において「緊急安全措置」という。）を自ら行い、又は委任したものに行わせることができる。

2 町長は、緊急安全措置を行い、又は行わせるに当たっては、当該特定空家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、当該特定空家等の所有者等の特定若しくは当該特定空家等の所有者等との折衝に時間を要する場合又は過失がなく緊急安全措置を講じようとする当該特定空家等の所有者等を確知することができないときは、この限りでない。

3 前項ただし書きの場合においては、町長は、過失がなく緊急安全措置を講じようとする当該特定空家等の所有者等を確知することができないときにあってはあらかじめ公告するものとする。

4 町長は、緊急安全措置を講じたときは、それに要した費用を当該緊急安全措置を講じた特定空家等の所有者等から徴収することができる。ただし、当該特定空家等の所有者等が著しい生活困窮状態にある場合その他の特別な理由があると認められるときは、この限りでない。

(財政上の措置)

第 9 条 町は、空家等に関する対策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(庁内体制の整備)

第 10 条 町は、空家等に関する対策を実施するために必要な庁内体制を整備するものとする。

(関係機関等との連携)

第 11 条 町長は、法及びこの条例の施行のため必要があると認めるときは、行政機関等の関係機関に必要な情報を提供し、特定空家等の状態を解消するために必要な協力を要請することができる。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。